

【ご参考 2：支払期日前後の記録の制限】

各種記録請求と制限 (○：記録請求可能) (△：条件付きで記録請求可能) (－：記録請求不可)	支払期日を基準とした 記録請求日 (でんさいネット必着日)					決済情報提供日		口座間送金決済実施日			支払等記録日
	7 銀行営業日前以前	6 銀行営業日前	5 銀行営業日前	4 銀行営業日前	3 銀行営業日前	2 銀行営業日前	1 銀行営業日前	支払期日	1 銀行営業日後	2 銀行営業日後	3 銀行営業日後以降
1. 発生記録請求 (請求者：債務者、債権者)	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2. 譲渡記録請求 (請求者：債権者)	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△ (注5)
3. 分割記録請求 (請求者：債権者)	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4. 保証記録請求（単独保証） (請求者：債権者)	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△ (注5)
5. 支払等記録請求 (口座間送金決済以外の方法で決済した場合) (注 1) (請求者：債権者)	○	○	○	○	○	－	－	△ (注6)	△ (注6)	△ (注6)	○
	○ (注7)	－	－	－	－	－	－	△ (注6)	△ (注6)	△ (注6)	○
6. 変更記録請求 (1) 住所など利用者属性情報に関する記録を変更する場合 (請求者：債務者、債権者、保証人 (注 2))	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△ (注8)
	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
(2) 債権金額など利用者属性情報以外の記録を変更する場合 (注 3) ① 利害関係者が債務者と債権者しかいない状態 (譲渡や保証が行われる前) a. オンラインで承諾を得る方法 (注 4) (請求者：債務者、債権者) b. 書面で承諾を得る方法 (請求者：債務者、債権者) ② 利害関係者が 3名以上いる状態 (譲渡や保証が行われた後) (請求者：債務者、債権者、保証人 (注 2))	○	○	○	○	○ (注9)	－	－	－	－	－	－

(注 1) 口座間送金決済以外の方法で決済した場合は、自動的に記録されないため、支払等記録請求が必要。

(注 2) 「単独保証」をした保証人のほか、譲渡に随伴する「譲渡保証」をした保証人（譲渡人）を含む。

(注 3) 「－」の場合でも、差押えの記録を削除するための変更記録等は可。

(注 4) オンラインで承諾を得る方法で変更できる記録事項は、「債権金額」、「支払期日」、「譲渡先制限の有無」、「発生記録の取消」の 4 項目のみ。

(注 5) 支払等記録が行われていない場合であって、かつ、債務者が支払不能に関する異議申立をしていない場合に限り可。

(注 6) 債務者の窓口金融機関（仕向金融機関）からでんさいネットに対し、支払不能通知が出された後であれば可（ただし、支払等記録が行われるのは支払期日の 3 銀行営業日後）。

(注 7) 支払期日以前の支払等記録の請求は、債務者または電子記録保証人に限り可。

(注 8) 債権金額全額について、債務者を支払等をした者とする支払等記録が行われていない場合に限り可。

(注 9) 書面でのお手続きとなりますので、窓口金融機関によって書面の受付期限が異なります。